



2020年5月28日

各 位

会 社 名 株式会社ファミリーマート
 代表者名 代表取締役社長 澤田 貴司
 (コード:8028 東証第一部)
 問合せ先 広報部長 渡辺 恭
 (TEL:03-6436-7638)

タイ事業のライセンス化について

株式会社ファミリーマート(本社:東京都港区、代表取締役社長:澤田貴司、以下「ファミリーマート」)は、当社が49%を出資する持分法適用関連会社でタイにおいてコンビニエンスストア事業(以下、CVS事業)を展開するCentral FamilyMart Co., Ltd.(本社:タイバンコク市、代表取締役社長:Alistair Taylor、以下「CFM」)の当社持分株式を、事業パートナーであるCentral Retail Corporation Limited(以下、「CRC」)100%子会社のCentral Food Retail Company Limited(以下、「CFR」)に譲渡することを決定しましたので、以下の通りお知らせいたします。

このたびのライセンス化により、CFMは、当社の持分法適用関連会社より除外されることとなりますが、タイにおけるファミリーマートブランドでのCVS事業はCFM社により継続してまいります。

1. 概要

当社タイ事業は、1993年にタイ1号店を開店以来、店舗網の拡大を進め、2012年にはタイ最大の小売企業であるCRCグループを新たな事業パートナーに迎え、以後51%の株式を保有するCRCの子会社として事業を展開してまいりました。

一方で、Eコマースや宅配サービスの台頭など、CVS事業を取り巻く環境は大きく変化しており、各国、各地域において、それぞれ現地に則したCVSの営業形態、顧客サービス、商品開発を徹底して追求していく事が成長の不可欠な要素となっており、

斯様な状況下、タイにおいてファミリーマートのブランドのより深い浸透を達成するには、CRCグループの経営資源を最大限活用したライセンス化事業とすることで、現地に根ざした事業展開を図ることが望ましいと判断し、CFRへの株式譲渡を実行することと致しました。今後もファミリーマートは日本発祥のコンビニエンスストアとしてCFMに対し、同業他社に無い商品や顧客サービスを継続的に提供し、タイにおけるファミリーマートブランドの拡大のためにCFMを全面的にバックアップしていく方針です。

2. 譲渡する関連会社の概要

名 称	Central FamilyMart Co., Ltd
所 在 地	タイ王国バンコク市
設 立	1992年9月
資 本 金	1,175百万バーツ
代 表 者	Alistair Taylor
事業内容	タイ王国におけるエリアフランチャイザー

3. 株式譲渡先の概要

名 称	Central Food Retail Company Limited.
所 在 地	タイ王国バンコク市
設 立	1996 年
資 本 金	1,529 百万バーツ
代 表 者	Stephane Coum
事業内容	コンビニエンスストア、スーパー、ドラッグストアの運営

4. 業績への影響

本件の実施に伴う当社連結業績における損益影響は、税引後利益段階において約 45 億円となる見込みで、2020 年 4 月 13 日公表の 2021 年 2 月期(2020 年 3 月 1 日～2021 年 2 月 28 日)の連結業績予想に織り込んでおります。

5. スケジュール

株式売買契約締結日及び譲渡日:2020 年 5 月 27 日(水)

タイのみならず、現在展開中の各国、各地域に対しても、それぞれの法制度、市場規模並びに事業環境等を見極めながら事業展開していくとともに、現地に則した“ファミリーマート・クオリティ”を広げ、海外展開を推進していく所存です。

以上